

日本の領海に関する二、三の歴史的考察

塙 敏*

Japanese Waters From a Few Historical Points of View

Akira HANAWA

Japanese thought of territorial waters in the Edo era developed connecting with the coastal fishery and being influenced by the approach of foreign ships.

In Crimean War 1854, Japan rejected the demand of England on maintaining neutrality.

In Prussian-French War 1870, Japan declared the neutrality and accepted the theory of 3-miles territorial waters.

But the system of Japanese waters has not been legislated till 1977. Kairi, Hiro, Shaku and Knot were introduced by the Meiji Government.

Especially Kairi took the lead in the history of adoption of the metric system.

目 次

はじめに

1. 江戸時代における領海観念の萌芽

2. 領海と外交問題

A. クリミア戦争と日英和親条約

B. 普仏戦争と局外中立宣言

C. 千島艦事件、その他

3. 領海と海里

あとがき

は じ め に

領海問題は現代のもっとも切実な国際問題の一つである。昭和 52 年 5 月 2 日、領海法が公布されて、我が国も十二海里時代に入った。しかもこの法律は日本で領海の幅を正面切って定めた最初のものであることも興味深い。一体、それ以前はどうだったのか。四面海に囲まれた我が国に、領海問題が生じなかったはずはない。明治 3 年の普仏戦争以来三海里説を採用してきたことは周知の事実であるが、江戸時代はどうだったのか、明治

時代に何のトラブルも起らなかったのか、そして領海の基本単位海里の由来は何か、という素朴な疑問から本稿は生まれた。研究を始めてみると、先行の研究はほとんど法学的のもので歴史的研究は皆無であった。史料も断片的なものばかりであった。領海を含めて、領土に対する日本人の関心のうすいことを痛感した。明治憲法にも、日本国憲法にも領土条項はない。恵まれた自然環境がそのようにさせたのであろうか。これからは従来のような無関心な態度でやっていけるだろうか、という現代的な観点からこのつたない原稿は生まれた。

I. 江戸時代における領海観念の萌芽

江戸時代の初頭、アジアにおいてはヨーロッパ諸国の制海権をめぐる抗争が激化した。イスパニア・ポルトガルに対する新興勢力オランダ・イギリスの抬頭、さらにオランダ対イギリスの主導権争いであった。日本近海もその波に洗われた。この新旧勢力交代の時期は、日本の鎖国形成期とかさなり合っており、鎖国の成立を容易にす

* 一般教育科目、社会科学系列教授

昭和 53 年 9 月 20 日受理

る一因となつた。

1617年12月20日付平戸発 ウィリヤム・イートンよりサー・トマス・スミスに送った書翰¹⁾によると、オランダ大船五隻が平戸に入港したが、フィリピンより来る途中の掠奪につき「支那人及びポルトガル人はイスパニア人を伴ひて、一同日本の朝廷に赴き、蘭人をして賠償せしめ、彼等を日本国外に放逐せん事を愁訴したれども、日本皇帝は此事件に関するを欲せず、各其国王へ訴へしめたり」という扱いを受けた。この件について同年10月11日付平戸発艦隊司令官ヤン・ディルクゾーン・ラムより連合東印度会社重役あての書翰²⁾には、オランダが貨物を掠奪したことによって「ポルトガル人支那人其他敵を生ぜしが、皇帝は自領内に於て起りたる事件に非ず、他の領土に対するは、命令を下すこと能はずと云ひて訴を退け、我等をして、其領土の見えざる地に於て、ポルトガルのカラク船を捕獲する限りは大なる困難を生ずることなかるべきを悟らしめたり」とあり、日本・オランダ双方に日本の領海を意識させることとなつたのである。また1618年モルッカ諸島往来のイギリス船がオランダによって捕えられ、その中の一隻アッテンダンス号が平戸に入港したので、イギリス商館長リチャード・コックスはオランダの不法を幕府に訴えた。将軍徳川秀忠の回答は「彼の国にて起りしことならんには、其に就きては奉行に命じて処置せしむべし、彼は日本の君主にして海洋の君主にもあらず、又他の王国の君主にもあらざるなり。英国人と和蘭人との間に問題の起りたる場合、英國の陛下と連合ネーデルランドの陛下とによりて解決せば可なるべし」というものであった³⁾。ここには漠然とはしているが、幕府の領土・領海意識をみることができる。これら両事件に対する幕府の処置は一応筋の通つたものではあったが、1619年、平戸でオランダ人がイギリス船と商館とをおそい、日本人一名があやまって殺された事件では、明らかに日本の領土・領海上でおこった事件にもかかわらず、平戸の王松浦隆信はついに何らの裁

判をも行わなかつたのである⁴⁾。ケンペルによる「1622年台湾付近でオランダ船が交趾シナ人から略奪を受けた事件を日本の法廷に持込んだにもかかわらず、権利を確保し得なかつた。」これに反して1660年交趾シナの盗賊が台湾のオランダの砦を攻撃したので、オランダはその報復としてジャンクを砲撃して多数の人が死んだ事件の損害について交趾シナは長崎で訴えて、オランダがわの賠償責任が認められたという例もあって⁵⁾、幕府の方針には一貫したもののがなかつた。1619年に至つて英蘭間に妥協が生じて防禦同盟条約が結ばれた直後の1620年にイギリス船エリザベス号がマニラからマカオ経由日本に向うポルトガル船を捕獲した事件についても幕府に出訴されたが、幕府は「抑・黒船渡海、先自是雖無寇讐之妨、至近年者賊船數艘相浮于海上、大船之往来不任其心并白糸壳買欲及押奪之示諭、日本近々之海上者依國主之命、堅制海寇矣」という態度をとつたが⁶⁾、「日本近々之海上」というのでははっきりしないとして、オランダ商館長スペックスは「國家の裁判権は海上如何なる距離に及ぶか、充分な説明を得ざる限り、日本付近にて葡船を捕獲するのは危険である。」という意見をのべている⁷⁾。いずれにせよこの時期における外国船相互の捕獲事件に刺戟されて、日本の領海問題が幕閣の人々の意識にのぼつたことはたしかであろうが、沿岸から何里以内を領海と宣言するというところまで至らず、やがてイギリスが去り、オランダの制海権が確立されるとともに、この問題は忘れ去られたように思える。別の見方をすれば、オランダによる対日貿易の独占とそれを支えたオランダの制海権が日本領海を維持し、それによって日本は鎖国の夢をむさぼることができたといい得る。そして短期間ではあるが、オランダの勢力が衰えたナポレオン戦争のさい、長崎港が外国船の襲撃を受けるという夢想もしない事件が発生した。すなわち、1808年のフェートン号事件がそれである。独立国の港内に侵入して敵国船を捕えることは、ヨーロッパであつたら容易にはできなかつた行為

であろうが、ヨーロッパ風の国際法などは日本の長崎には存在しなかったのである。フェートン号事件にこりた幕府は、来航のオランダ船に対して「視界に日本の陸地が入るや否や、船尾の通常オランダ国旗の他に、一本の白、青、白横縞の旗を前檣の頂上に掲げなければならない。そして暗くなったら場合には三つの燈火を縦に連ねて前檣頂上に掲げなければならないとされた。」⁸⁾海上から見たとき、海岸が見えるのは三里ほどの所からだといわれる⁹⁾。長崎では伊王島あたりが海岸から三里の距離に当り、この辺りで一度停船させたいのであるが、波が高いので旗印を掲げることにしたといわれている。ところで三里という数字に関連して言及しなければならないのは、江戸時代における沖合漁業と磯漁業である。「磯は地付、沖漁は入会」とは周知のことばである。例えばすでに江戸以前の天正年間丹後の宮津のばあいも「浪打際三間帆影三里勝手次第」とされ¹⁰⁾、江戸湾の富津浦における元禄14年5月の裁許状によれば、富津・野島両浦の間は海上七里あり、三里ずつをそれぞれの内海とし、残り一里は入会とされている¹¹⁾。このような近代以前の漁業上の慣行は、明治時代に入っても受け継がれ、明治24年の農務省による「水産事情特別調査」¹²⁾でもその凡例中に「書中沖漁トハ海岸ヨリ凡三里以上ノ沖合ニ於テ操業スルモノヲ云ヒ、磯漁トハ其以内ニ於ケル漁業ヲ云フ」と説明している。言葉をかえていえば、沖合は公海で操業は自由であり、磯は領海で排他的・特権的操業の行われる領域ということになろう。

ところでオランダの制海権といっても、それは対日貿易の維持という目的に限定されていたこと勿論であり、北辺よりするロシア船の接近を排除するほど強力なものではなかった。18世紀の末からロシア船をはじめ異国船の来航があいついでおこり、19世紀に入ると、単なる偶然の漂着ではなく江戸を目指して接近する外国船が出現する事態となった。文政元年(1818年)イギリス船が浦賀に来航したさいも、言葉がすこしも通じない

い中で「江戸々々と申儀、猶以不安心に付……」と江戸を目指していることが察せられ¹³⁾、「物を申候而も一向相分不申、ヲロシア・ヲランダ・イギリス・大日本・江戸と申事斗相分申候」と報告されている¹⁴⁾。このような事態への対策は、異国船の着岸をはばむため二念無く打払うという、文政の打払令にもっとも露骨に示されている。我々はここに鎖国という体制のもっとも追いつめられた姿をみる。そしてこの打払いの有名な例としてのモリソン号事件をとりあげれば、天保8年6月28日城ヶ島の沖合に異国船が一隻見え、「海鹿島沖堀里半程近付既御関所沖可乗越様子に付強薬を以嚴敷為打放候処、船引返し」たという。さらに「平根山御備場凡堀里半程近付候付打払候処、船取直、平根山より二里程上手相州野比村沖合に船懸留候」と記されている¹⁵⁾。このように大砲を打ち、さらに船を出して海上より打かけ、帆影が見えなくなればそれで警備体制を解くのであった。しかしこの体制は、相手がさしたる装備もない帆船の場合にだけ有効であって、強固な意志と強力な装備をもつ蒸気船の前にはあえなく屈服したこと、後の歴史的事実によって明らかである。次に領海ということばについてのべたい。明和2年の成立といわれる「阿蘭陀船入津より出帆迄行事帳」に「佐嘉領海」とあり¹⁶⁾、天保14年にも「何れの領海ニても」とみえているが¹⁷⁾、これらは佐賀・相模・安房・上総等の国々の領海の意味であり、日本国領海の意ではない。幕府天文方であった高橋景保は、オランダ商館を通じてイギリスへ日本近海に近づかぬよう警告すべきであると提案した。「地方に来らは海岸を去ること凡十里に過ぎずは是非を論せず打払ふへし日本の漁船も海岸を去る凡十里に過ぎず因て十里以内へ来て魚を漁すること勿れ」と領海十里説とも受け取れる議論をのべている¹⁸⁾。十里説の根拠は不明であるが、当時陸上の領域支配の慣行として十里四方はよく知られていて、天保改革のさいの上知(地)令も江戸十里四方と一般に解され、開港場十里四方とは外国人の遊歩地域である。別に根拠はない

が、あえて推測すれば、以上の点に考え及ぶであろう。幕末蘭学者の知識の中に領海の概念が含まれていたであろうことも想像に難くない。長崎で海軍伝習を受けオランダへも留学した榎本武揚は、よく知られているようにオルトランの「海律全書」を所有していた。この書物中に領海に関する記述があり、その訳文として「ヲルトランの海上万国交際規則ヨリ斟酌シテ訳セリ」とあって「此界海容易ニ防禦 センカ 為メ常ニ万国ハ沿海ヨリ相当ナル距離ヲ定メ海岸ニ傍フテツノ線ヲ思作シ之ヲ禁線ト称シ且ツ之ヲ國ノ作定ノ界海ト看做ス、其船内ニ入ル敦レノ船ハ其国界ニ入ルト看做ス其線外ニ出ツル船ハ大海ニ居ルト看做シ且ツ其海線ヘ其国ノ支配ノ權及ヒ裁判ノ權ヲ執行スル事ヲ得可キ領民ナリ」と記されている¹⁹⁾。領海の概念については幕末までに知られていたことはたしかであろう。一方法令の面では「嘉永2年9月海付村々海深調査につき達」が注目される²⁰⁾。「其許方并御組々之内、知行所給地等海岸ニ有之候ハ、何国何郡何村知行所給地一村毎ニ海岸里数・丁数、海岸より沖の方へ三十間目・壱丁目・五丁目・弐十丁目・三十丁目等之浅深、海岸左右隣領名前・村名、相給名前等迄巨細御取調、絵図面御差出可有之候」と令せられ、「右絵図面之覚」として海岸から沖の方へ

「三十間目 深サ 八九尺
壱町目 深サ 弐尋余
五町目 同 六尋程
二十町目 同 七、八拾尋
三十町目 同 百八、九拾尋

右之通絵図相認、御地頭所江差出候控」

という調査結果があり、領海に対する多少の関心が持たれ始めていることがわかるのである。以上きわめて断片的ながら江戸時代における領海観念の形成について史料をあげてきた。この時代の領海思想は海岸より三里までの磯漁と深く結びついており、この伝統的な思想は開国後、ヨーロッパ国際法思想と対決を余儀なくされることになる。

2. 領海と外交問題

A. クリミア戦争と日英和親条約

安政元年3月3日、日米和親条約が締結されたのち5カ月ほど過ぎた閏7月15日にイギリス艦隊四隻はスターリングにひきいられて、長崎に入港した。クリミア戦争にさいし、ロシアとの関係で日本に局外中立を求めて来航したのである。両者の意図のくいちがいなどがあって交渉が長びいた末、8月にスターリングは五箇条から成る協約案を提出した。原文は次の通りであった（第一条のみ）。

Article I. The warships of Great Britain and her opponents in this and future wars are to be excluded from Japanese ports and waters except as herein provided.²¹⁾

この“Japanese waters”ということばを含む草案は、外交交渉に領海の問題が提案された最初のものという意義を有するが、これに対応する訳文は「第一箇条 魯西亞の軍船及其他の國々の軍船、此末大ブリタニアと軍戦の事可有之候、然ルニ大ブリタニアの軍船事、斯る場合の時に臨んで、此末の箇条に出し候事柄に於ての外、矢張是迄の通、日本の港に入候儀不相叶ニ候哉之事」²²⁾とまるで見当はずれの内容となつた。英國側は戦争中は英國および敵国の軍艦を日本の港や領水から排除するよう要請したのだが、日本側は和親条約の締結を求めてきたと誤解し、その結果としてスターリングは予想もしなかった日英和親条約の調印をすることになった²³⁾。

“Japanese waters”は完全に無視されてしまったが、クリミア戦争が日本に波及し、国際社会の一員として、局外中立が求められたのはまぎれもない事実であり、今後他国間に戦争がおこった場合局外中立を求められ、従って領海に関して何らかのはっきりした態度の表明を迫られるであろうということは容易に予測できる事情となつた。次にのべる普仏戦争がまさにそれに当ることとなる。そして国際社会の一員として国際法上の保護

を受けるためには、さし当り諸外国と和親条約を結ぶことが要請された。この時代、地球上の諸国家が等しく国際法上の権利を主張できるという段階にはなっていなかった。安政元年米国通弁官ポートマンは下田奉行に対して、次にあげる意見書を提出している²⁴⁾。「エゲレス人フランス人と、ロシア船を打取ん為、諸方を探索し、日本えも渡来せし事なれハ、ロシアと其争戦終るを待すんハ、此患難を逃避する事甚難かるへし、若ロシア人長崎の港にあるを、エゲレス人又フランス人見受、其港内に於て戦闘に及びたらハ、其流弾等にて、日本に於て亡命する者あるへし、是全日本ニ於て和親取結の事なけれハなり、是を以て和親の肝要なる事を知るへし、日本和親を結ぶに依怙なく平等にする時ハ、其海上も無事平穏にて尊敬せらるへし」と。当時の日本のおかれた状況がよく理解できる一文である。

B. 普仏戦争と局外中立宣言

明治3年7月28日、明治政府は普仏戦争に対して局外中立を宣言し、次のような布告を発した。「港内及ヒ内海ハ勿論ニ候ヘ共外海ノ儀ハ距離三里以内両国交戦ニ及候儀ハ不相成尤軍艦商船共通行ハ是迄通り差許候事」しかるに同年8月29日には次のように改めて布告した。「港内及ビ内海ハ勿論ニ候ヘドモ外海ノ儀ハ凡三里（陸地ヨリ砲丸ノ達スル距離）以内両国交戦ニ及候儀ハ不相成（以下は変更がない一筆者）」距離三里をなぜ凡三里とし陸地より砲丸の達する距離と改めたのかについては、当時の外務卿沢宣嘉と独逸北部連邦代理公使との対話によってうかがわれる²⁵⁾。少し長いが興味深いので引用する。

公使「日本は四方環海の国に付沿海凡英國里数三里以内は仮令商船等敵船に追討いたされ候砌右里数内え逃入候節は追撃いたし候船も戦はやめ候義万國の定法にて候間貴国にも其旨御心得被下度候」（後略）

外務卿「承知いたし候」

公使「前条環海の場所は今般宇仏戦争起り候に付右場所英國三里の所は軍いたし不申様是又御布

告被下度候」

外務卿「英國の三里は我国一里半程に當り可申候右場所にて戦争發砲いたし候へは海岸の人家究て其流丸の災を蒙り可申候間三里の處は四里とも五里ともいたし候」

公使「御説の趣至極御尤の事に御座候大砲彈丸の届き候處は則御領海に候間怪敷船等入候節は御改相成可然候英里にて三里と申候は歐羅巴の公法を申上候事に候」

次に布告の英訳文をみる²⁶⁾。

The contending parties are not permitted to engage in hostilities in Japanese harbour or inland waters, or within a distance of three ri from land at any place, such being the distance to which a cannon-ball can be thrown. Men-of-war or merchant vessels will, however, be allowed free passage as heretofore.

すなわち three ri と訳されていて、同布告の仮文訳でも trois ris となっている。もしこの里が英國海里をさすならば、当然 three sea miles (仮文ならば miles marins) と書かれるところである。“ri”は、沢外務卿の言にあるように、英里では領海の幅がせますぎるという考え方から出た含みを持たせた表現とみると無理ではあるまい。沢の頭の中には帆影三里ということばが浮かんだにちがいない。大げさにいうならば、この時点での日本の伝統的な漁業から来る沿海の概念と、ヨーロッパの近代的な領海概念とがぶつかりあつたと考えられよう。勝負の結果は明らかで、やがて領海三里説が日本の遠洋漁業への進出とあいまって定着していくことになるのであるが。布告文中の里が日本の里を意味するのではないかという推測を傍証するものとして、明治7年5月20日の「北海道及其近傍我所轄ノ諸島沿海諸獵取締心得」第一条がある²⁷⁾。そこには「沿海我國權ノ及フ所ハ海岸ヨリ我三里(傍点筆者)以内」とある。しかもこの「心得」は明治8年「日本帝国ノ所轄タル北海道及其近傍諸島沿海諸獵規則」となり、その第一条は「外國諸船舶孰レモ日本帝国ノ所轄

タル北海道諸国諸島ノ岸上ヨリ発スル弾丸ノ及達スル距離内ニ於テ海魚海獸ヲ釣繩、網具、銃砲等ヲ以テ獵獲スル事ヲ禁ス」と規定された。さきの中立布告の改正と同じ経過をたどっていることがわかる。その上この規則に従って海軍の艦艇がエトロフ島付近を巡廻して監視することとなり、領海は抽象的概念を脱して、現実的な領域として実感されるに至った。エトロフ島付近の気象状況は非常に悪く、艦艇の遭難があいつぎ、ついに巡航は中止となり、地元の監視にきりかえられた²⁸⁾。領海維持の困難さまで経験させられたという次第であった。

C. 千島艦事件、その他

千島艦事件とは、明治 25 年 11 月 30 日瀬戸内海の愛媛県深江沖で、水雷砲艦千島とイギリスのラヴェンナ号とが衝突沈没したさい、乗組員 70 余名が溺死し、横浜のイギリス領事に損害賠償を求めて出訴したという事実である。この訴訟は上海のイギリス控訴裁判所にもちこまれたが、その時の判決中に衝突場所の瀬戸内海は日本の領海でないという一節があり、これが国内世論を刺戟して、はしなくも領海問題が広く国民の関心を呼ぶことになった。明治 26 年 11 月 8 日の国民新聞は次の論説を掲げている。「(前略) 我が政府が英國枢密院に上告せんとするは千島艦事件のみ、瀬戸内の領海たるや否やに就ては固より外国法衙の審判を煩はす迄もなし」としながらも「我に於て領海とするも、彼に於て領海と認めず、その認めざるが故を以て今回千島艦事件の如く我国の利益と面目とを害する如きあらば、其の俑を作りしものは、實に此の千島艦事件より因縁し来ることを忘る可らず」²⁹⁾ と述べ、この事件における領海問題の重要さを強調した。またこの時、領海に関する法律を作ることを熱心に説いたのは当時の文部大臣井上毅である。かれは明治 26 年 11 月 9 日付伊藤博文あての書翰で「当期議会ニ於テ帝国領海ノ法律ヲ定メ、中外ノ疑議ヲ将来ニ截断ス、上海控訴法廷ノ補助判事カ謂ヘル如ク、『三哩以内ヲ領海トス』トノ公法家ノ定説ハ更ニ其國ノ国法ニ

何等ノ正条アルニ非サレハ、未タ以テ裁判上ノ論拠トスルニ足ラスト謂ヒ、而シテ英國枢密院ノ判決例ハ實ニ且ハ陸地ヨリ三哩ノ海ニシテ、且ハ外界ヲ受ケタル場所ニ起リタル事件ヲハ英國領海ノ外トシテ裁判ヲシタリ、故ニ我レハ單ニ國際法学説ヲ論拠トシテ、英國枢密院ニ上告スル事ノ七分不利ナルコトヲ認メザルヘカラズ、而シテ却テ将来ニ永遠ノ國権ヲ維持スル為ニ之ヲ立法問題ニ移転スルヲ以テ上策トスヘシ」と主張した³⁰⁾。同日の伊藤の返信には「日本領海ヲ一定スルノ法律ヲ設クルハ、至極御同意ニ候得共、精細ニ網羅スルニアラサレハ、却而紛議ノ種蒔ニハアラサルカ、早速為取調候事ニハ可致候得共、此事裁判問題トハ自カラ區別セサルヲ得サル儀ト被察候(後略)」とあった³¹⁾。千島艦事件そのものは結局枢密院まで持込まれ、さいごは和解が成立して賠償金の支払いを受けたが、井上の企図した国内法制定のことはうやむやとなった。

一方、条約文の中には領海の規定のあるものが見受けられる。明治 23 年 1 月 8 日公布の「日本朝鮮両国通漁規則」の第一条には「両国議定地方の海浜三里」の箇所に「日本国海里ノ算測ニ拠ル以下之ニ準ス」の但書きがみられる³²⁾。

明治 30 年 3 月 19 日遠洋漁業奨励法審議の第一読会において農商務省農務局長の藤田四郎は「遠洋という区域はどれからどれまでか。」という質問に対して次のように答弁した。「つまり磯付といふことの反対したる言葉と御承知を願ひます。素より洋海と申しますものは三海里外は皆洋海でございます。」³³⁾ここに至って江戸時代以来の伝統的な磯付漁業の三里説は國際法上の慣行三海里説の中に埋没し去っている。明治 3 年、沢外務卿が両説の対立矛盾に首をかしげたという事態はもはや解消されてしまったかのように見える。外洋に進出しようとする日本遠洋漁業にとって領海三海里説、つまり他国の領海の幅をなるべくせまく考える方がより好都合であったからであろう。

明治 31 年、米西戦争のさいもわが国は局外中

立を宣言したが、そのさい外相西徳二郎は、英米のごとく平時に局外中立の規則を制定しておく方式と、フランス・オランダのごとく戦争のおこるたびに規則を定める方法とがあるが、「今日国際法上局外中立國ニ於テ禁止スル事ヲ要スル事項ノ範囲ハ甚タ曖昧ナルモノアルカ故ニ今規則ヲ以テ之ヲ定メントスルハ決シテ容易ノ業ニ無之」³⁴⁾として、フランス・オランダ方式を採用した。この場合もまた領海の規定を明確にする機会であったにもかかわらず、従来通りとされたのであった。

時代はさかのぼるが、明治 11 年田口憲によって起案され、海軍卿川村純義に提出された「日本海令草案」というものがある。海上裁判に関する六百四条から成る法案である³⁵⁾。その第一条には「日本各島ノ海岸干潟ノ水際ヨリ三里（海里下同）以内ノ海ヲ日本領海ト為ス」とはっきり規定され、「日本各島ノ海湾両岬ノ距離六里ニ過キサルモノハ直線以内及ヒ武藏・伊勢・中国・九州ノ内海ハ干潟ノ水際ヨリ三里以外ニ及フト雖モ日本領海ト為ス」（第二条）ときめ、第三条では公海上の日本船舶は「日本領海ト為ス」とした。日本各島とは「本州四国九州壱岐対馬隱岐佐渡蝦夷千島八丈琉球其他付属ノ島嶼」を指す（第十三条）。この法案は領海の明確な規定（内海の規定も含めて）もさることながら、日本国憲法は勿論、その他の法律にも明白な規定を欠く日本の領土規定を持つ点でユニークである。しかしこの草案は商法の起草が企てられるにともない、公布されずに終ったのである。

なおここで若干の史料につきのべておく。内閣文庫には明治 3 年の局外中立宣言にともない作られたと思われる「明治 3 年庚午局外中立書類付図」があり、きわめて大ざっぱな付図であるが、領海をはじめて図示した点で重要である。また明治 7 年 4 月、ジュ・ブスケ氏の調査による「万国公法ニ於テ各国己レノ領海ニ付独有スル權ノ事」（規則書類摘訳一編七所収）と同じ題名の左院用紙に書かれた写本も同文庫に所蔵されている。

3. 領海と海里

この項では、明治初期西洋度量衡採用史といった観点から、海里とそれに関連する単位のこととのべたいと思う。度量衡はヨーロッパの諸制度をそのまま採用すれば、近代化への最短距離を走ることになるが、日常生活に深いかかわりを持つ制度であり、民衆の抵抗もあって明治政府のもっとも苦慮した問題の一つであったといえる。この間の事情についての研究はあまりないが、本稿においてもきわめて限られた問題について知り得たことをのべるに過ぎない。ところで幕末における度量衡制度はかなり不整備の状態であり、ものさしつつをとってもさまざまなものが共存していて、明治政府はいかにこれに対処したか。結論から先にいえば、メートル法・ヤード・ポンド法等ヨーロッパ的尺度を直接に使用することを避けて、伝統的尺度のヴェールの下にヨーロッパ的尺度への移行をひそませて、徐々に近代化・国際化を図ろうとしたといえる。以下海里・尋・尺・節にまとをしぶって説明したいと思う。

明治 3 年横浜港をお雇い外国人 A. R. Brown が実測しており、「横浜港海図」³⁶⁾には

壹海里 1 sea Mile or 6067 English Feet
と書かれている。海里という訳はまことによい訳で、庶民にとっても抵抗感が少なかったと思われる。もっとも「海里」という語は、江戸時代にすでに知られていて、例えは「遠西秤量尺度考」³⁷⁾には「仏及英ノ海里ハ一度ヲ六十二割ルモノニシテ新製一里ハ八五一八五ニ当ル」、「我一里ハ海里ニテ二里一二五八八三〇」とみえている。ここに新製一里というのは、同書に「キロメエテル即新製一里」とあり、一キロメートルを指している。明治 4 年完成された水路寮海図第一号の「陸中国釜石港之図」は右下に縮尺があり、英國海里と記されている。そしてこの海図に「尋」が用いられているが、この単位は古くからあるものと考えられ、ただしこの時期に一尋=曲尺六尺として採用されたと従来いわれてきた。たしかに古来の尋と

無関係ではないが、それに止まるものでもない。これはイギリス系の “fathom” との関係を考えるべきではなかろうか。たまたま古くからあった日本の尋と大体長さが近い値だったので、ファズムとは呼ばず、尋（ひろ）としたのではないか。fathom はオランダ語の vadem に当り、江戸時代の書物には一尋（ヒトヒロ）に当るとみえている³⁸⁾。安政 2 年刊の「西洋度量考」にも「或曰『ファーデム』ヲ称スル事我邦ニテ尋ヲ用ルト同シ檢夫兒（＝ケンペルのこと、筆者）日本誌ニ曰鯨ノ腹ヲ和俗『ヒャクヒロ』と呼ブ『ヒャクヒロ』ハ百『ファーデム』ノ義ナリト、然レバ『ファーデム』ハ尋ト訳シテ的當セリト今和蘭ニモ六『フート』トス」と説いている³⁹⁾。尺については一番問題が多く、江戸末期には享保尺・又四郎尺・折衷尺など多くの尺が乱立し、伊能忠敬が折衷尺を用いたという説も疑問視される点があり、享保尺もうたがう人がある。この点について深入りはできないが⁴⁰⁾、大蔵省が採用した折衷尺なるものは 1 メートルの 33 分の 1 であり、尺の背後にメートル法が意識されていることを指摘すれば足りる。

つぎに明治 2 年 1 月 1 日建設された観音崎燈台以下の燈台に用いられた単位の表をみていただきたい（文末参照）⁴¹⁾。

明治 4 年 6 月 28 日以降は、水面よりの高さをすべて何尺、光達距離は何里（海里）で表現するようになった。表にはないが、深さはすべて尋であらわしている。それ以前はまちまちな表現であるが、仏人ウェルニーの受持ったものと英人プラントンの分とは表現が異なることなどが指摘できよう。この 4 年 6 月から単位の統一が行われることと関連があるとみられる太政官布告がある。すなわち、明治 5 年 4 月 24 日の太政官布告第百三十号がそれである。「一。海里ハ一度六十分ヲ以テ一里ト定ム即チ陸里十六町九分七里五毛ナリ、一。尋ハ曲尺六尺ヲ以テ一尋ト定ム、一。経度ハ英國グレンウーチヲ以テ暫ク初度トス」と海軍省によって正式の単位として公定されたのである。

る⁴²⁾。

次にノット（節）をとりあげる。漢字をあててはいるが、よみ方はノットであり、この点海里や尋とは異なっている。船上で船の速度を測定するには、5 fathoms (=9.144 m) 間隔の結び目 knot が 30 秒間に通過した数をかぞえるという⁴³⁾。とすれば、ノットを使いこなすには海里・尋・秒（砂時計一江戸時代には沙漏などと呼んだ一ではかる）の知識が根底にあるわけである。本木正栄の「西洋海程測驗器集説」⁴⁴⁾の中でオランダでは海上の里程を測るものに「ログ」というものがあり、「原器諸厄利亜國の創製ニシテ名モ其國言『ロクリ子』ト称シ漸々『ログ』ノ名ヲ以テ世ノ通称トナリ和蘭モ亦『ログ』トイイ、又『ログレキン』ト称スルノ起源ヲ得タリ」。これは英語でいう Block Line のことである。またコノープレキンというものがあり、「按ニ『コノープ』ハ結頭結節（ムスピダマ）ナリ……間タ々ニ結頭ヲ施シタル綱トイフ事ニシテ結節綱（フシツナ）ト訳セル名ナルヘシ」と説明される。knot に節をあてた事情はよくわかる。しかしノットは、海軍伝習を受けたのちの文久 2 年から 3 年にわたって書かれた榎本武揚の「渡蘭日記」⁴⁵⁾では使われていない。速さを表現するには海里を用いている。一方戊辰戦争のさいの海戦の記録では「開陽丸は追著かんと頻りに進行せしが、春日丸の速力は十六『ノット』開陽丸は十二『ノット』なる故終に及はすして物分れとなれり」と記されている⁴⁶⁾。下って明治 13 年 4 月 30 日の達によつて西洋型船舶の届出方が令せられたが、走力については 1 時間平均全力を何里と記すことになっていて、ノットは使われていない。ノットがひろく用いられるには時間を要したのである。政府の法令が発せられてさえも、ある単位が民間に普及するには時間がかかる。明治 6 年から太陽暦が実施され、それまで鉄道の時刻表など何字と書かれていたのを何時と書くよう改められたが、中々実行されなかった。政府高官自身が実行しようとしたかった。木戸孝允の書状をみると、いつも何字と記している。海

里という単位は法令面では完全に定着し、大正元年8月31日の汽船「トロール漁業禁止区域」に関する農商務省告示第27号、大正10年9月22日「機船底曳網漁業禁止区域」に関する農商務省告示第223号、さらに大正15年10月25日の開港港則改正に関する勅令第139号には海里による表現がみえる。しかも注目すべきことは、これらの例がメートル法の実施されてきた実例と考えられた点である⁴⁷⁾。メートル法の施行は明治初年以来の長い課題であったことを思えば、海里こそその先駆であったといえるのではなかろうか。

あとがき

書きあげてみて、大体何を明らかにすることができたかあやしくなった。領海の問題はもちろん政治史あるいは国家史の一部にすぎない。度量衡受容の歴史も広く文化受容史の一形態として理解しなければならない。特に単位のことは調べてみて今さらながら江戸時代の蘭学者が現在用いられている単位のほとんどすべてについて、知識をもっていたらしいことに驚かされた。しかし単なる知識と、それが国家によって採用され、あるいは民衆の生活にしみこむのとは別問題である。すべては今後の課題といえよう。

	年 月 日	場 所	水面よりの高さ	光 達 距 離	備 考
1	明 2. 1. 1	觀 音 崎	52 メートル	航海里 14 里	エル・ウェルニー(仏)
2	2.10. 7	神 児 元 島	80 尺	15 マイル	ヘンリー・ブラントン(英)
3	2.11.19	横 浜	36 フート	10 マイルス	
4	3. 4. 5	潮 岬	155 フート	20 マイル	
5	3.12. 9	城 ケ 島	31 メートル 50サンチメートル	9 ミルマラン	エル・ウェルニー
6	4. 6. 28	伊 王 島	205 尺	21 里半	英國海上里法
7	4. 8. 17	石 室 崎	18 丈 5 尺	8 里	
8	4. 8. 28	箱 館	3 丈 6 尺	10 里	
9	4.10. 3	佐 多 岬	200 尺	21 里	
10	7. 4. 1	御 前 崎	17 丈 3 尺	19 里半	ブラントン
11	7.10. 5	青 森 竿 燈	4 丈 5 尺	6 里	海 里
12	7.10.15	犬 吠 崎	16 丈 8 尺	19 里 1/4 海里	
13	29.	甑 島	46 丈 2 尺	26 海里	

文 献

- 1) 「大日本史料」第12篇之28, 857ページ。
- 2) 「大日本史料」第12篇之27, 619~620ページ。
「コックス日記」にも同趣旨の記載がある(同658ページ)。
- 3) 「大日本史料」第12篇之32, 469ページ。
- 4) 3)と同じ, 789ページ。
- 5) 「日本誌」下巻94ページ, 霞ヶ関出版。「長崎実録大成」第9巻, 寛文元年条。
- 6) 「増訂異国日記抄」元和七歳在辛酉九月条。
- 7) 幸田成友「日欧通交史」294ページ。
- 8) 片桐一男校訂「鎖国時代対外応接関係史料」解題

15 ページ。

- 9) 「古人ノ語ニ浜見ヘテ三里, 人見ヘテ一里, 繩見ヘテ矢頃ト云, 是ハ海上ヨリ陸地ヲ見ル法ナリ」
—「海岸戦話」相沢春城著, 嘉永7年, 静嘉堂文庫所蔵。
- 10) 「律例要略」所収旧藩時漁業裁許例, 農商務省水産調査所, 明治28年。原暉三「日本漁業権制度史論」所収旧藩時代の漁業制度調査資料。
- 11) 「横浜市史第2巻」892ページ。
- 12) 内閣文庫所蔵。
- 13) 「古事類苑」外交部, 1386ページ。
- 14) 「浦賀奉行所関係史料」第2集, 334ページ。イギリス船浦賀漂着一件。

- 15) 14) と同じ, 107 ページ.
- 16) 8) と同じ, 45 ページ.
- 17) 「通航一覧統輯」刊本第 5, 193 ページ.
- 18) 上原久「高橋景保とその著述(三)」,『文献第 8, 9 合併号』24 ページ.「日本国より囑託の事」
- 19) 「海に関する万国公法」, 七丁から成り, 元老院の用紙に記されている. 内閣文庫所蔵.
- 20) 「神奈川県史資料編 10, 近世(7) 海防・開国」12 ページ.
- 21) Beasley, Great Britain and the Opening of Japan. p. 122. 石井孝「日本開国史」128 ページ
以下参照.
- 22) 「幕末外国関係文書之七」386 ページ.
- 23) Beasley によれば, 1844 年に中国香港総督となつたデーヴィスにはすでに日本開国計画があつたという.
- 24) 22) と同じ, 470 ページ.
- 25) 「日本外交文書」第三巻, 12 ページ.
- 26) 25) と同じ, 36 ページ.
- 27) 「太政類典」第二編第三項地方三十一特別地方, 開拓使五, 内閣文庫所蔵.
- 28) 「太政類典」第二編第四類兵制二十一.
- 29) 「新聞集成明治編年史」8, 485 ページ.
- 30) 「井上毅伝」史料篇 4, 239 ページ.
- 31) 「井上毅伝」史料篇 5, 765 ページ.
- 32) 統監府編「韓国ニ関スル条約及法令」内閣文庫所蔵.
- 33) 「大日本帝国議会誌」4, 230 ページ.
- 34) 「日本外交文書」第 31 卷第 2 冊, 279~280 ページ.
- 35) 36) ともに内閣文庫所蔵
- 37) 静嘉堂文庫所蔵
- 38) 「度量考」静嘉堂文庫所蔵.
- 39) 静嘉堂文庫所蔵.
- 40) 小泉袈裟勝「ものさし」, 法政大学出版局, 昭和 52 年参照.
- 41) この表は「法令全書」によって作製した.
- 42) なお海里は明治 17 年ごろには渾の文字も使われるようになっている. 「工部統計志」燈台之部, 明治 17 年刊, 内閣文庫所蔵.
- 43) ラティス編「単位の辞典」284 ページ. 丸善, 昭和 51 年.
- 44) 静嘉堂文庫所蔵.
- 45) 加茂儀一「資料榎本武揚」.
- 46) 「薩藩海軍史」下巻, 103 ページ. 最近の開陽丸発掘調査の結果, 滑車(Block)が数個発見されている. 調査図録では開陽丸の速度は 10 ノットとなっている.
- 47) 商工省工務局編「メートル法を用ひたる法規一覧」, 昭和 3 年 6 月.